

2017年4月

お客様 各位

笠岡信用組合

キャッシュカードによる振込の利用制限について

平素より当組合に対し格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

近年、「還付金詐欺」等の特殊詐欺による被害が全国的に多発しており、岡山県内においてもATMに不慣れなお客様を誘導し、だまし取る詐欺が相次いでいます。

当組合では、お客様の預金が被害に遭わないようにさせて頂くため、下記のとおりキャッシュカードによる振込額の利用制限をさせていただきます。

記

○対象となるお客様

過去3年間にキャッシュカードによるATMでの振込のご利用がない70歳以上のお客様

○ご利用の制限内容

ATMでの振込は原則できなくなります
キャッシュカードによる振込をご希望されるお客様は、最寄りの当組合窓口か担当者にお申し出ください

○対応開始日

2017年5月8日(月)より

※キャッシュカードによる預け入れや引き出しは通常どおりご利用可能です。

以上

笠岡信用組合